

第五回國會 衆議院 労働委員會 會議錄 第二一號

(四四)

昭和二十四年三月十九日

角田 幸吉君 三浦寅之助君
山口六郎次君 吉武 惠市君
前田 種男君 春日 正一君
が理事に当選した。

昭和二十四年三月二十六日(土曜日)

午後一時五十五分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事三浦寅之助君 理事福永 健司君

理事春日 正一君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

佐藤 親弘君 篠田 弘作君

塚原 俊郎君 川崎 秀二君

船越 弘君 島田 末信君

柳原 三郎君 伊藤 憲一君

木下 榮君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

労働政務次官 山崎 岩男君

委員外の出席者

専門員 濱口金一郎君

三月二十四日

委員山口六郎次君、鈴木幹雄君及び
福田繁芳君辞任につき、その補欠と
して佐藤親弘君、島田末信君及び東
井三代次君が議長の指名で委員に選
任された。

同月二十六日

理事山口六郎次君の補欠として福永
健司君が理事に当選した。

三月二十四日

公共企業体労働関係法の一部を改正
する法律案(内閣提出第八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

國政調査承認要求に関する件

公共企業体労働関係法の一部を改正
する法律案(内閣提出第八号)

○倉石委員長 これより會議を開きま
す。

前會において保留いたしておりました
理事一名の互選を行います。前會に
おける決定によりまして、私より指名
いたします。川崎秀二君を理事に指名
いたします。

次に理事山口六郎次君が委員を辞任
いたされまして、理事が欠員になつて
おりますので、理事の補欠選挙を行わ
なければなりません。これは委員長
より補欠理事の指名をいたすことに御
異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、福
永健司君を理事に指名いたします。

○倉石委員長 これより公共企業体勞
働関係法の一部を改正する法律案を議
題といたします。

審議に入るに先だつて、まず政府側
より提案理由の説明を求めます。鈴木
労働大臣。

公共企業体労働関係法の一部を
改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部
を改正する法律

公共企業体労働関係法(昭和二十

三年法律第二百五十七号)の一部を
次のように改正する。

附則第一項中「四月一日」を「六月
一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○鈴木國務大臣 ただいま議題になり
ました公共企業体労働関係法の一部を
改正する法律案について、提案理由を
御説明申し上げます。

公共企業体労働関係法は、附則第一
項におきまして、本年四月一日から施
行されることになっておつたのであり
ますが、今回行政機構の整備等に關連
いたしまして、公共企業体の足足を六
月一日といたし、これに關連して、日
本專賣公社及び日本國有鐵道法の施
行を六月一日に延期いたします法律
案を、別にこの國會に提出いたしまし
たので、これに符節を合せます必要
上、この法律案を提出いたし、公共企
業体労働関係法の施行を六月一日に延
期いたしたいと存するのでございま
す。

以上まことに簡単でございますが、
この法律案の提案理由の御説明を申し
上げました。何とぞ御審議の上、すみ
やかに成立いたしますようお願い申し
上げます。

○倉石委員長 御質疑はありませ
んか。

○春日委員 この議題に入る前に理事
會で、この運営の今までの慣行を説明
してもらいたいということを、あなた

の方に言つておいたと思うのですが、
それを説明せずに、いきなりそういう
ふうに入られてしまつて、あとから説
明されても何になりますか。議事に入
る前に説明されれば、それに従つてわ
れわれも發言の機会を考えなければな
らぬが、そういう形でやられてしまつ
ては、發言の機会がなくなるようなこ
とになるのです。それを無視して、そ
ういう形でやつて行くことはけしから
ぬと思うのです。

○倉石委員長 ちよつと速記をとめ
て……

〔速記中止〕

○倉石委員長 速記を始めてくださ
い。

○春日委員 ここに公共企業体労働法
の改正という案が出て來たのでありま
すけれども、これは四月一日にやるこ
とが、その後の事情でできなくなつて、
六月一日にやることにかえようという
わけでありまして、しかし吉田内閣の施
政の方針、予算、こういうものがまだ
はつきり出てない状態で、ただこの日
にちを延ばすというようなことを言つ
て來ても、そういう場合、とにかくわ
れわれは賛成しました、あとでまたか
わつて來ました、またかえりました、こ
れでは無責任になる。そういう点につ
いて、政府の一般方針、あるいは労働
行政に対する方針が出ない前に、こう
いうものを審議するということとは、一
体どういふところから來ておるか、そ
の点伺いたい。

○鈴木國務大臣 公共企業体の労働関

係法の方は、これはまづたく受身の形
に立つておるのでありまして、その本
体となるべき鐵道の公社、それから專
賣公社という方が、事實上、行政的
に、時間的に予定の通りに行かない。
もと／＼最初からそれを対象としてつ
くつた法律でありますので、それをこ
こにも書いてありますようにあわせて
六月一日に施行を延ばすというだけ
の、ごく簡単な、ほかに何も他意のな
い理由だけであります。

○春日委員 重ねてお尋ねいたしま
すが、他意のないことはもちろんわか
る。法案の面から見れば非常に簡單な
問題だけれども、これを延ばす延ばさ
ぬといふことをきめるのは、今度の國
會ではかの方からきまつて來ること
で、それがきまらぬ先に、これを延ば
す延ばさぬといふことをきめることは
妙な話になりませんか。

○鈴木國務大臣 御質問の意味がよく
わかりませんが、もしこの対象になつ
ておる國有鐵道その他の關係を指して
おられるのでありましたならば、同時
に審議しておるのでありまして、それ
は時間が非常に迫つて來たから、同時
に別の委員會にかかつておる、こうい
う形になつておるわけでありまして。

○伊藤(憲)委員 この労働委員會では
大體理事會でもつて一切の審議をして、
なるべく一般討論にかけない方針だと
いううわさがあるのですが、そういう
事實はないですか。今の問題でも、こ
れは何も変更もないことだと言われ
る。事實上そうだと思うのですが、し

○倉石委員長 先ほど理事会でそうい
うお話も出ましたが、労働組合法及び
労働法に対して政府が改正案を持つて

つ聞きたいと思います。

○倉石委員長　ちよつと速記をとめ

いうことは、今回の公共企業体労働関係法においてきわめて明確にうたわれておる。この法律があくまでも公共事

省略をさしてもらいます。しかしながら施政方針の演説を一日も早く聞きたいということは、全國民の要望であり

査の期間に本会期中としたことに従
異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、さ
よう決定いたしました。諸般の手續を
行いますから、御了承を願います。
それでは本日はこれにて散会をいた
します。次会は公報をもつてお知らせ
いたします。

午後二時十六分散会

〔参照〕

公共企業体労働関係法の一部を改正
する法律案（内閣提出）に関する報告
書

（都合により別冊附録に掲載）

昭和二十四年四月二日印刷

昭和二十四年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局